

1. 議事日程第1号

(平成21年第9回大口町議会定例会)

平成21年9月3日
午前9時30分開議
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正についてから議案第73号 教育委員会委員の任命についてまで、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて並びに認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	森 進
教 育 長	長屋 孝成	地域協働部長	大森 滋
健康福祉部長	村田 貞俊	建設部長 兼都市整備課長	近藤 定昭

総務部長 兼政策推進課長	近藤 則 義	生涯教育部長	三輪 恒 久
会計管理者	星野 健 一	監査委員長 事務局長	近藤 勝 重
代表監査委員	鈴木 鹿太郎		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小島 幹 久	議会事務局長 議次	佐藤 幹 広
--------	--------	--------------	--------

開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） ただいまから平成21年第9回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番 鈴木喜博議員、11番 吉田正輝議員を指名いたします。

会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、あらかじめ配付しております会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成21年度決算審査（平成20年度分）における行政監査の結果について、及び例月出納検査結果の7月分についての報告がありました。

次に、町長から平成20年度大口町財政健全化判断比率等についての報告がありました。

次に、教育委員長から教育に関する事務の管理及び評価に関する状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出がありました。

以上、4件の報告については、それぞれ写しをお手元に配付いたしております。

次に、私学をよくする愛知父母懇談会会長 横井暢彦氏、愛知私学助成をすすめる会会長 中川初枝氏の連名により、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、愛知県

の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書及び市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情書が提出されましたので、所管の文教福祉常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会の説明員として、町長以下関係職員及び代表監査委員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、御報告いたします。

次に、各常任委員会が所管事務調査を行っておりますので、それぞれ委員長から報告を願います。

総務建設常任委員長 倉知敏美議員。

総務建設常任委員長（倉知敏美君） 改めまして、皆様おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、総務建設常任委員会の所管事務調査につきまして、御報告を申し上げます。

当委員会は7月9日、10日両日にわたりまして、委員全員の出席を得て、三重県津市美里町の産直施設であります美里フラワービレッジと、同じく三重県玉城町のクレジットカード決済について視察をまいりました。

それでは、最初の訪問地であります美里フラワービレッジの方から御報告申し上げます。

この美里町は、平成18年の元旦に近隣町村とともに津市と合併したとはいいいましても、極端に言えば、この時節本当に緑しか見えない自然豊かといいますが、自然そのものの山間盆地でありまして、当然のように農林業がメインで、しかも兼業がほとんどだということでありまして、小規模な水稻、野菜づくりが中心の本当に素朴な典型的日本の山里、そういった印象を最初に受けました。そんな株式会社美里フラワービレッジの産地直売所を最初に見学させていただきました。その後、津市の美里総合支所へ移動しまして、沿革やら運営方法など御説明を受けました。

この美里町の多くの農家は、ちょうど今の大口町と同じように、自家消費には生産過剰で、かといって市場へ出荷するには量が足らず、その処置にむしろ困る状態が続いておりました。自然と生産意欲も落ちまして、結果的には耕作放棄地の増大につながりまして、田畑が荒れずさんでいく状況の中で、村の生活や風景の荒廃に対する危機感、あるいは少量多品種の生産を何とか収入につなげていきたい、そういった思いから平成元年に農協の町内の支店で有志が無人朝市をスタートしたのが始まりだそうでございます。しかし、週1回だけという開催日の問題やら、販売方法などのさまざまな課題も生じてきまして、平成8年ごろからは、拠点となるような産直施設を望む声が上がってくるようになったそうです。そうこうしているうちに、平成12年、たまたま津市内の園芸会社の方から、旧の美里村で花苗用のビニールハウスと販売用の直売所を一遍整備したい、そういった話が持ちかけられまして当時の地元の農家の要望と見

事にマッチングした結果、平成13年12月に農協は言うに及ばず、農業委員会、社会福祉協議会、村議会まで巻き込んで、会員44名の任意団体「美里フラワービレッジ」がここに誕生をいたしました。以来約8年、組織の法人化もなし遂げまして順調に発展して、今では会員数が100名を超えまして、営業日も週5日にふやしまして、購買客が3万9,000人、売り上げも年間で5,000万円に至るまでに成長いたしました。

その仕組みでございますが、至って単純で、パートも入りますが役員12名、従業員5名で構成されておりまして、200平米の直売所とその周りにあります1,297平米の駐車場を運営管理しておられる話でございます。産直会員規約や運営規程に従って、役員会や総会で運営方針あるいは運営方法などを協議・検討しているんな決定を行っておりますが、販売価格は出荷者自身が決めて、その売り上げの15%を手数料として直売所に納めるほかに、年会費として1会員1,000円の年会費を直売所に納める仕組みになっておるそうでございます。さらには、毎日の学校給食の食材納入の手数料も収入源になる仕組みになっております。自分でナスやキュウリを並べて自分で値段表をつけておく、たったそれだけのことですが、それでも年に数百万円の売り上げを誇る会員も何人かはいらっしゃるそうでございます。

しかし、その売上額もさることながら、丹精込めた自分の野菜や生産物が売れる、結果的に人の役に立つ、そういった喜びですとか、あるいは農家同士、あるいはお客さんとの素朴な交流などを通した生きがいづくり、まちづくりとしての本当に重要な拠点になっているというお話でございます。

今では、美里町の生活・景観を残したい、そして農業を主体とした地域振興をしたい、そういった最初の目的には大分近づいてきたものの、これからはさらに野菜教室や農業講座など研修・研さんを積みながら、営業日あるいは営業時間の拡大や加工食品の開発、さらに進んでレストランの開設などを検討していきたい、後継者の育成にも取り組んでいきたいと将来を語っていらっしゃいましたが、どちらにいたしましても、今までの20年と同じように身の丈に合った活動をしていきたいというお話が大変印象的でした。いずれにいたしましても、農家の望み、試み、そういったものと企業の企画あるいは利潤追求、そういったものが見事に一致した結果と町の農業を思う先導者の存在が今日の美里フラワービレッジと美里のまちをつくり上げてきたのではないかと、そんな印象を持って帰りました。

次にお訪ねいたしました三重県の玉城町は、皆様も御存じのように、伊勢市の西隣に位置しておりまして古い歴史を伴った多くの文化遺産の残る人口1万5,300人の町でございます。どちらかといえば、農村という景観ではありましたが、往時は参宮の宿場町として大いに栄えまして、現在も大手企業3社の工場を初めとする2次産業が総生産の7割以上を占めておりますいわゆるやる気のある町、そういった印象を受けました。

そんな玉城町でも行財政環境は年々厳しさが増す中で、特にバブル崩壊後は税の徴収率も年々下がって、平成14年度には90%割れが懸念されるような状況になってしまいまして、急遽収納対策委員会を設置して非常事態宣言を出すに至ったそうでございます。

さらに、同委員会を平成15年に滞納整理機構に移行しまして、徴収体制の強化などを図る中で弁護士名での差し押さえ予告通知を出すために顧問弁護士契約を結び、さらに16年にはコンビニ収納を開始いたしました。これは、払いに行く時間がないという頻繁に聞く言いわけ対策として24時間対応をしたものであって、一定の成果は上がったそうでございます。しかしながら、これも現金がなければ何ともならず、口座振替による収納も3から5%は残高不足で振替不能の常連化という状況が恒常化するようになってきました。

そんな中で、今月は大変苦しい、あるいは分割で何とか払いたい、そういった未納者の言いわけ対策としていろいろ検討した結果、システム改修経費やランニングコスト、あるいはクレジットカード決済利用料の負担などを考慮しても導入の効果は大きいと判断しまして、19年4月からクレジットカードによる収納を開始されたそうでございます。住民税だけではなく、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、保育料、水道料、下水道料、農業集落排水施設使用料、町営住宅使用料、住宅新築資金等償還金、そういったもののほかに、玉城病院や老人保健施設の「ケアハイツ玉城」の診療費や利用料なども含まれておりまして、住民のサービス向上、あるいは事務負担の軽減を図っております。その効果は確実にあらわれまして、現在徴収率は98.2%まで上がりまして、しかも、全国初の試みということもありましてマスコミやカード会社にも大きく取り上げられまして、公費なしでこの制度の周知ができたと胸を張っておられました。

一方、住民にとりまして納付手段がふえることや、カード利用によるポイントの獲得でサービスもふえる、そういったメリットもありまして、順調に申込者数もふえているそうでございます。問題は、口座振替が単純にカード決済に移行しただけではあまり意味がなくて、口座振替を利用していなかった滞納者をどれだけカード決済に移行させるかであり、住民の関心と理解がより深まり、長期的に見て収納率向上につながってくればとお話しされておりましたが、収納に対して本当に真剣に必死に取り組んでおられる姿はきちんと伝わってまいりました。収納率アップは普遍的な課題でございます。基本的には滞納者の言いわけをいかに解消していく手段を考えていくかが課題だとするならば、このクレジットカード決済も一考の余地は十分あるかと思えます。ただ、残り1.8%からゼロ%に持っていくのは本当に至難のわざで、財産の差し押さえか県の管理回収機構を頼るしかすべがない、そういったお話は妙に納得したものでございます。

以上、表面的な説明でございますが、総務建設常任委員会の所管事務調査に関する報告とさ

せていただきます。なお、参考資料も添付してありますので、ぜひ御参照いただきたいと思
います。以上で報告を終わります。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

それでは、次に文教福祉常任委員長 丹羽勉議員。

文教福祉常任委員長（丹羽 勉君） 議長の御指名をいただきましたので、去る7月2日、3
日に行いました文教福祉常任委員会の視察について報告させていただきます。

第1日目は、静岡県駿東郡小山町の国民健康保険の運営状況について、第2日目は、県内の
愛知郡東郷町の公立学校施設整備PFI事業について視察研修いたしました。

質問事項は、前もってお願いしておきましたので、その質問事項の回答をもって御報告させ
ていただきます。

小山町は人口2万738人、世帯数7,551世帯で、人口・世帯数では本町と似通っているものの、
面積は136.13平方キロメートルあり本町の約10倍あります。その半分が山林原野で、町内には
陸上自衛隊富士学校、東富士演習場のほか、11のゴルフ場があります。小山町の国民健康保険
状況は、被保険者数、国保世帯数ともに本町より多く加入率も高くなっております。被保険者
の構成で、小山町は老人が10%多く、高齢化率・後期高齢化率もともに高い状況であります。
にもかかわらず、財政状況は極めて堅調で平成19年、20年の2年間一般会計からの繰入金
がゼロであり、基金に3億5,500万円の積立金を保有しております。同じような自治体の規模
でありながら、本町では毎年一般会計から数千万円以上の繰り入れをしている状況であり
ます。そこで、どこが違うのか、その取り組み状況を視察研修してまいりました。

まず、国保税の収納率についてであります。

現年度課税に当たっては、基礎課税分、介護納付金分ごとに目標を定め、目標を達成するた
めに口座振替納税の促進、滞納者対策、国民健康保険税納付の広報活動、短期被保険者証及び
資格証明書の交付による収納対策の推進を図り、収納率の維持に努めておられました。とり
わけ、滞納者対策では徴収嘱託員2名による昼夜の臨戸訪問を通じて収納率向上対策を図る
ほか、他の部局との連携、悪質滞納者については静岡地方税滞納整理機構への移管などによ
り、その成果向上に努めておられました。また、滞納繰越分の不納欠損額は17年度以降、年
500万円前後でありました。ちなみに、本町の不納欠損額は18年度が5,330万円、19年度
が2,770万円でありました。

次に、保健指導とレセプト分析についてであります。臨時のレセプト点検専門員を継続雇
用して、レセプトをあらゆる角度から検証し、実態を把握する。その内容は、人工透析患
者、6ヵ月以上の長期入院患者、200万円以上の高額疾病患者、死因の状況（悪性新生物・
心疾患・脳血管疾患）のほか、医療費諸率、疾病別順位、医療費諸率県内順位などを把握
し、それに基

づき保健指導をしておられました。その施策として、医療費に金を使うなら予防に使うをモットーに健康づくりと疾病予防の推進、多受診者などを対象に在宅保健師による訪問指導の実施、24時間電話健康無料相談事業の実施、糖尿病など生活習慣病予防対策事業の実施、町内の自主的な健康づくりクラブへの支援などを実施し、その成果を見ることができたとのことでした。さらに今後は、多受診者や重複受診者に対して、健康に対する安心感や医師に対する信頼感を高めていく働きかけが求められるとのことでありました。

次に、一般会計からの繰入金についてであります。平成15年が430万円、16年190万円、17年550万円、18年460万円で、19年、20年はゼロでした。先ほども申し上げましたが、本町では毎年数千万円以上が計上されております。

次に、町全体で医療費抑制に取り組んでいることについてであります。特定健診、保健指導による生活習慣病予防の対策及び健康課、住民課の連携による保健事業等推進プロジェクトの活動による総合的な保健事業を展開しておられます。

次に、保健師による訪問指導の取り組みについてであります。特定健診未受診者に特定保健指導動機づけ支援を実施しておられます。

次に、基金への積み立てについてであります。平成20年度末の積立額は3億5,500万円であります。条例で、3割積み立てることとしているが、まだ目標に達していないとのことでした。

次に、国保税率の改正についてであります。現在の基礎課税分の保険税賦課状況は、所得割6.0%、資産割37.0%、均等割2万1,000円、平等割2万4,000円であるが、今のところ変更の予定はしていないとのことでした。20年度が赤字なら検討することとしていたが、20年度も2,789万円の黒字となったことで、変更はしないということでございます。

次に、課税額の応能・応益割合についてであります。19年が64対36、20年が66対34でありましたが、陸上自衛隊の富士学校、東富士演習場のほか、11のゴルフ場があることから、応能・応益割合を50対50にすることは難しいとのことでした。

国保の軽減については、6割、4割軽減でございました。

次に後期高齢者医療については、被保険者数2,491人、保険料収納額1億5,180万円、保険料収納率99.32%、健康診査の受診率49.40%と、以上の状況でございました。

次に、2日目は県内の愛知郡東郷町に伺い、公立学校施設整備PFI事業について視察研修しました。3月議会で、南小学校の耐震補強を検討する中で、建てかえという結論に達し、PFI手法を導入することも視野に入れているとの答弁がありました。そこで、PFI手法を導入して、新設小学校を整備された東郷町を視察してまいりました。

まずは、小中学校施設整備事業におけるPFI事業のメリットであります。最大のメリットは、事業期間全体を通じた公的財政負担が縮減できること、さらに地方公共団体の負担が事業

期間中で平準化できること、施設のメンテナンス、清掃、警備、情報システム管理などの維持管理サービスの水準が高くなることなどが挙げられるとのことでした。

次に、デメリットであります。導入の可否について調査・検討が必要で、通常事業にない準備期間や経費が必要となるとのことでした。また、事業期間中の施設維持管理等について、官民の調整・協議に要する作業量がふえる可能性があること。いずれにしても、先行事例が少なく、メリット・デメリット自体の不明な部分が多いとのことでした。

次に、PFI事業導入のスケジュールと注意点です。導入に至った経緯は次のような状況でした。PFI法施行時に企画情報課の担当者が、PFI関連セミナー等に参加し、研修・情報の収集に努めるなどして、PFI制度については既に理解していた。町の総合計画にPFI導入を明記するとともに、実施計画に可能性調査を事業として採択された。PFI導入可能性調査費が予算化された。PFI手法についての勉強会、導入に向けての関係各課の調整、意見統一を図り、ここで開校目標が設定された。PFI導入可能性調査委託業務契約が、346万5,000円で締結された。予算は760万円を計上していた。いろいろ調査したが先進事例が少なく正確な情報が把握できず大幅に予算オーバーすることとなった。さらに、業務内容について事業内容の検討、モデルプランの策定、市場調査、VFMの検討、リスク分担の検討、導入可能性についての総合評価を整理した。その結果、従来方式に比べ町の財政負担額が11.0%軽減される可能性が認められた。PFI導入について推進検討委員会、町としての決定となる政策会議で検討するとともに議会に学校の必要性、PFI手法、従来の方法等について説明し、理解を求めた。

次に、施設整備事業アドバイザー委託業務契約を締結したが、契約の相手は導入可能性調査を担当したところが適切とのことでした。また、契約金額には適正価格がないとのことでした。さらに、実施方針の公表・説明会、要求水準書の公表、募集要項の公表・説明会、審査書類の受付・公表、優先交渉権者の決定、基本協定の締結、仮契約の締結の後、議会の承認を得て事業契約を締結したとのことでした。

以上がPFI導入による施設整備事業の経過でございますが、PFIを導入する場合は開校までに4年半以上の準備期間が必要とのことでした。

今回の視察に当たり、小山・東郷の両町では、担当部署の垣根を越えて事業に取り組んでいる姿勢を感じたところであります。本町においても、国民健康保険の健全運営、南小学校の建てかえには全庁を挙げて取り組んでいただき、町民の支持が得られる行政を期待するものであります。なお、資料等もあわせて議長に御報告してございますので、ぜひ御一読いただければと思います。

以上で、文教福祉常任委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

次に、議会広報常任委員長 岡孝夫議員。

議会広報常任委員長（岡 孝夫君） 改めまして、おはようございます。

平成21年度議会広報常任委員会の所管事務調査として、町村議会広報研修会に参加いたしました。以下、報告いたします。

先月、8月25日及び26日の両日、東京のシェンバツハ・サポーにおいて、全国から500人を超える議会広報の作成・編集等に携わる議員・職員の参加のもと、第70回町村議会広報研修会が開催されました。

8月25日は、わかりやすい文章表現・表記について、情報時代に求められる広報、ネットPR発想で広がるステークホルダーとのコミュニケーションと題した研修を、武庫川女子大学言語文化研究所長 同文学部教授の佐竹秀雄氏を初めとしたそれぞれの分野のスペシャリストからお話を伺いました。

翌26日は、診断を希望した全国からの議会広報紙が三つの会場に分かれて、広報コンサルタントの深沢氏を初めとするスペシャリストの方々からの広報診断を受けることになり、大口町は診断を希望した議会だより最新号、これは178号平成21年8月1日号でございます、について、編集・出版アドバイザーの芳野政明氏の主な評価指標、編集姿勢と企画はどうか、記事の正確さ、読みやすさ、わかりやすいか、編集・印刷効果はどうかに基づき、診断を受けました。芳野先生からは、「おおぐち議会だより」の特徴として、1．議事公開へ強調と省略のつばを押さえた編集、2．デザイン・レイアウト、見出しなど見せ方もすぐれている、3．用語解説などの細やかな配慮があるなど、お褒めの言葉をいただきました。一方、具体的に表紙、導入部、質疑あれこれ、一般質問、追跡、裏表紙に分けて評価と指導が行われた中で、課題として「質疑あれこれ」への議員名、答弁者肩書の明示、「一般質問」では、ぜひホームページで議会議事録が参照できることをリード文や囲みで明示し、アドレスも掲載してほしいとのコメントもいただいております。

今回診断を受けた他の14議会の広報紙の現物を比較しながら、それぞれの診断結果を伺い、よい事例及び改善すべき事例を講師の方から直接指導を受ける機会を得られたことは、今後の広報づくりにおいて、さらなる企画立案力と編集技術力の向上へとつながるものと確信しております。

最後となりますが、今回の研修における議会広報のスペシャリストの方々からの声、そして住民の皆様からの声を紙面にフィードバックさせていくことはもちろんのこと、引き続きだれのための議会広報紙か、何のための議会広報かを常に考えながら、住民の皆様から読まれ、親しまれる紙面づくりに取り組んでまいります。

以上、議会広報常任委員会の21年度所管事務調査報告とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第60号から議案第73号まで、諮問第2号及び認定第1号について（提案説明）

議長（齊木一三君） 続きまして日程第4、議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正についてから、議案第73号 教育委員会委員の任命についてまで、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、並びに認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正についてであります。健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第61号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。施設の一部移転等による所在位置の地番変更等に伴い、改正するものであります。

次に、議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、改正をするものであります。

次に、議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。市町の廃置分合に伴い、改正するものであります。

次に、議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出それぞれ4億4,590万3,000円を追加し、総額95億7,034万円とするものであります。

次に、議案第65号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ8,326万7,000円を追加し、総額18億9,812万7,000円とするものであります。

次に、議案第66号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ269万6,000円を追加し、総額821万9,000円とするものであります。

次に、議案第67号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、総額1億3,960万円とするものであります。

次に、議案第68号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ3,408万8,000円を追加し、総額8億8,437万4,000円とするものであります。

次に、議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ71万円を追加し、総額8億3,054万2,000円とするものであります。

次に、議案第70号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、構成する春日町の脱退に伴う変更であります。

次に、議案第71号 普通財産の無償譲渡についてであります。昭和用排水路の改修工事により、発生した廃川敷を払い下げのため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号及び議案第73号 教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員 吉田哲也氏並びに丹羽孝子氏の任期が、本年9月30日に満了になることに伴い、ともに両氏の再任をお願いするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、吉田哲也氏と丹羽孝子氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員 笹山恵子氏の任期が平成22年3月31日に満了になることに伴い、同氏の再任を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、笹山恵子氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

最後に、認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定をお願いするものであります。

以上、14議案1諮問1認定についての提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、担当部長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（齊木一三君） それでは議案第60号について、健康福祉部長、説明を願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） 皆様おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

提案理由は、健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第139号）が、平成21年5月22日に施行されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからであります。

それでは、議案書1ページをお開きください。

大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）5号、被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平

成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは「42万円」とする。

改正の内容について、説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、平成21年10月1日から開始を予定されている出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度と一体の緊急少子化対策として、出産される被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法に規定されている出産育児一時金の支給額を平成21年10月1日から23年3月31日までの出産について暫定措置として、全国一律に支給額を4万円引き上げられたことによるものであります。

附則、この条例は、平成21年10月1日より施行する。

2ページに新旧対照表が添えてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第60号 大口町国民健康保険条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第61号について、生涯教育部長、説明願います。

生涯教育部長（三輪恒久君） 議長の御指名をいただきましたので、議案第61号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

今回の一部改正は、施設の一部が移転及び改修等により、その所在位置の地番が変わることに伴うもので、別表第1中「大口町丸一丁目20番地」を「大口町丸一丁目38番地1」に、「大口町丸一丁目27番地」を「大口町竹田二丁目202番地3」に、「大口町秋田二丁目44番地の1」を「大口町秋田二丁目44番地1」に改めるものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

議長（齊木一三君） 続いて議案第62号から議案第64号までについて、総務部長、説明願います。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） おはようございます。

議長さんより御指名をいただきましたので、議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

今回の一部改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員災害補償法の一部を改正するもので、第2条職員の規定については、第1項第2号の船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者につきましては、従来、地方公務員である船員のうち非常勤の船員については、船員保険法が適用されていましたが、地方公務員災害補償法の規定に基づく条例の補償を行うこととされたためであります。

また、第16条の改正は、地方公務員災害補償法第46条の2のうち、船員である職員についてはこの条例の対象とするものであります。

1ページへお戻りください。

附則第1項、この条例は、平成22年1月1日から施行する。第2項、この条例の施行の前日に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

以上で、議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。大口町職員等の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。2ページをお開きください。

別表第2、条例第16条関係の改正であります。市町の配置分合に伴い、平成21年10月1日から愛知県西春日井郡春日町を廃し、その区域が清須市に編入されることによる改正であります。

1ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成21年10月1日から施行する。

以上で、議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書 6 ページ、7 ページをお願いします。

歳入、款8.項1.目1.地方特例交付金、補正額として2,409万3,000円の増額であります。地方特例交付金の交付額の決定に伴い追加をお願いするものであります。

項2.目1.特別交付金、補正額として129万2,000円の増額であります。特別交付金の交付額の決定に伴い追加をお願いするものであります。

款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目1.民生費国庫補助金、補正額として2,937万円の計上であります。その内容は、国の経済危機対策として、子育て応援特別手当交付金を平成21年度も実施することとなったため、今回は小学校就学前3年間に該当する子どもが対象となるものであります。

目2.衛生費国庫補助金、補正額として382万2,000円の計上であります。その内容は、今年度、疾病予防対策事業として女性特有のがん検診推進事業であり、全額国庫補助で行うものであります。

目4.教育費国庫補助金、補正額として160万8,000円の計上であります。その内容は、新学習指導要領の改訂により理科教育設備の整備充実を図るため、国庫補助金を計上するものであります。

款14.県支出金、項2.県補助金、目4.労働費県補助金、補正額として872万7,000円の追加であります。その内容は、愛知県緊急雇用創出事業基金事業費が追加されたため、事業申請に伴い追加補助されるものであります。

8 ページ、9 ページをお願いします。

款17.繰入金、項2.特別会計繰入金、目1.老人保健特別会計繰入金、補正額として96万7,000円の追加であります。その内容は、平成20年度国庫負担金の不足額を一般会計繰出金で負担していたため、その額を平成21年度に繰り入れるためであります。

目4.後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額として1万円の計上であります。その内容は、一般会計で負担した平成20年度保険料督促手数料を繰り入れるためであります。

款18.項1.目1.繰越金、補正額として3億6,665万4,000円の増額であります。その内容は、平成20年度決算に伴い、21年度への繰越総額が5億3,665万4,000円となりますので、21年度当初予算で計上しました1億7,000万円を差し引いた3億6,665万4,000円を追加するものであります。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として936万円の増額であります。その内容は、民生費雑入の児童手当に係る過年度分の精算として、国庫負担分301万9,000円及び県費負担分169万3,000円、そして、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金468万9,000円につきましては、療養給付費等実績額による実負担額が、20年度納付済負担金額を下回ったため返還されるためであります。次の、がん検診負担金4万6,000円の減額は、女性特有のがん検診推進事業の事業対象となる節目年齢の方の自己負担がなくなるため減額するものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.行政管理費、補正額として20万4,000円の増額であります。その内容は、臨時職員を2ヵ月分追加するものであります。

目2.政策推進管理費、補正額として30万円の追加であります。調査旅費が不足するため追加するものであります。

目3.職員管理費、補正額として84万8,000円の減額であります。その内容は、今年度の労働者災害補償保険料の支払いを執行したため、残額102万3,000円を減額するためであります。臨時職員等社会保険料17万5,000円については、愛知県緊急雇用創出事業による臨時職員分を追加するものであります。

目5.財政調整基金費、補正額として2億6,999万9,000円の増額であります。その内容は、20年度決算に伴い、地方財政法第7条の規定により21年度への繰越総額5億3,665万4,000円の2分の1に167万2,000円を追加し、2億6,999万9,000円を基金積立金として追加するものであります。

目8.住民自治費、補正額として95万3,000円の追加であります。その内容は、地域自治の推進のため(仮称)まちづくりを考える会委員報償金72万円など報償金で86万円、このほかに旅費及び使用料の追加であります。

目11.地域振興費、補正額として77万1,000円の計上であります。その内容は、愛知県緊急雇用創出事業により臨時職員2人を雇用するものであります。

12ページ、13ページをお願いします。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として13万4,000円の追加であります。その内容は、国民健康保険事業の出産一時金が増額となったことにより、一般会計負担分を追加するためであります。

目2.高齢者福祉費、補正額として80万9,000円の追加であります。その内容は、介護保険特別会計の職員給与費等繰出金で、介護保険事業の啓発事業未決定にもかかわらず、歳出予算にかわり基金から計上したため繰り出しするものであります。

目3.障がい者福祉費、補正額として337万2,000円の計上であります。その内容は、障がい者

自立支援事業に係る前年度の実績に伴う国及び県への返還金であります。障がい者介護給付費で73万3,000円、障がい者医療費として国庫負担金77万2,000円、同じく県負担金、国庫の2分の1であります。障がい者自立支援給付費で国庫補助負担金146万6,000円です。

項2.児童福祉費、目5.子育て応援特別手当費、補正額として2,929万円の計上です。その内容は、歳入で説明いたしましたように、20年度に引き続き21年度も実施することとなったもので、当事業に係る事業費分として、職員の時間外勤務手当、臨時職員の賃金、旅費、需用費、役務費で合わせて157万円です。

14ページ、15ページをお願いします。

19節子育て応援特別手当については、小学校就学前3年間に該当する子供が対象で、1人当たり3万6,000円を支給するもので、770人分、2,772万円を計上しました。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目2.予防費、補正額として427万2,000円の計上です。その内容は、歳入で説明いたしましたように、疾病予防対策事業として節目年齢の方を対象に女性特有のがん検診を行うもので、医療機関子宮がん検診委託料202万9,000円、医療機関乳がん検診委託料188万6,000円、計391万5,000円、この他に需用費、役務費、扶助費です。

款7.項1.商工費、目1.商工振興費、補正額として3,800万円の増額です。その内容は、商工業振興事業として緊急保証制度融資保証料3,000万円、さらに緊急保証制度利子補給金800万円をそれぞれ追加するものです。

16ページ、17ページをお願いします。

款8.土木費、項1.土木管理費、目1.土木総務費、補正額として80万8,000円の計上です。その内容は、愛知県緊急雇用創出事業により臨時職員を雇用するものです。

項5.住宅費、目1.住宅管理費、補正額として89万7,000円の増額です。その内容は、植松住宅及び小口住宅の修繕を行うためです。

款10.教育費、項1.教育総務費、目3.学校施設整備事業基金費、補正額として7,100万円の増額です。今後、南小学校の整備が控えていることから積み立てするものです。

項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として222万1,000円の増額です。その内容は、歳入で説明いたしましたように、新学習指導要領の改訂により、全小学校の理科教育設備の備品購入により設備を充実するものです。

18ページ、19ページをお願いします。

目3.学校建設費、補正額として1,440万6,000円の計上です。その内容は、明日の学校づくり施設整備事業として、南小学校の今後の施設整備の調査、また発注方法の調査、地質調査など整備調査の委託をするものです。

項3.中学校費、目1.学校管理費、補正額として99万6,000円の増額であります。その内容は、前ページの小学校費と同じで、理科教育設備の備品購入により設備を充実するものであります。

項5.社会教育費、目1.社会教育総務費、補正額として704万2,000円の計上であります。その内容は、愛知県緊急雇用創出事業により、家庭教育推進事業として親子たけのこ自然教室用の竹林整備を委託するものであります。

目2.生涯学習施設費、補正額として73万5,000円の計上であります。その内容は、中央公民館の電話交換機が故障したため、図書館、生涯学習課、中央公民館の電話配線等を整備するものであります。

款14.項1.目1.予備費、補正額として54万2,000円の増額であります。その内容は、今回の補正予算、歳入4億4,590万3,000円、歳出4億4,536万1,000円の差額54万2,000円を追加するものであります。

20ページには一般職に係る給与費明細書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 会議の途中ですが、ここで11時まで休憩といたします。

（午前10時46分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

議長（齊木一三君） 続きまして、議案第65号から議案第68号までについて、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの指名を受けましたので、議案第65号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により、歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、補正額としましては51万4,000円の増額で、その内容につきましては、退職者医療に係る過年度分の追加843万2,000円と現年度分療養給付費負担金を791万8,000円減額するものであります。

項2.国庫補助金、目3.出産育児一時金補助金、補正額としましては20万円の増額で、その内容につきましては、10月より出産育児一時金が4万円増額されますが、この2分の1が国庫補

助となるため追加をするものであります。

款4.項1.療養給付費交付金、目1.療養給付費交付金、補正額としましては1,087万9,000円の減額で、その内容は、平成19年度退職者医療交付金が確定したため精算金1,062万7,641円と調整金額25万1,832円を減額するものであります。

款5.項1.前期高齢者交付金、目1.前期高齢者交付金、補正額につきましては1,497万5,000円の増額で、その内容は、平成21年度前期高齢者交付金の決算見込みが確定したため増額するものであります。

款6.県支出金、項2.県補助金、目1.県費補助金、補正額につきましては139万7,000円の減額であります。その内容は、退職者医療等交付金の減額に伴い、退職者医療に係る老人保健医療費拠出金49万8,736円及び前期高齢者交付金の増額に係る89万8,500円を減額するものであります。

款9.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.一般会計繰入金、補正額につきましては13万4,000円の増額であります。その内容は、出産育児一時金が4万円引き上げられます。このうち2分の1を国庫補助で受け入れ、残り2万円について3分の2を一般会計から繰り入れるものであります。

8ページ、9ページをお開きください。

款10.項1.繰越金、目2.その他繰越金、補正額につきましては5,922万8,000円の増額で、その内容につきましては、平成20年度の決算に伴い前年度繰越金の追加をするものであります。

款11.諸収入、項2.雑入、目6.老人保健拠出金精算金、補正額につきましては1,919万1,000円の増額で、内容につきましては、平成19年度老人保健拠出金の確定に伴い、追加をするものであります。

款12.連合会支出金、項1.連合会補助金、目1.介護従事者処遇改善臨時特例交付金、補正額につきましては130万1,000円の増額で、その内容につきましては、介護従事者の処遇改善のため介護報酬改定が行われ、これによる介護保険料の上昇を抑制するため、平成21年度分の特例交付金が交付されるものであります。

次に、歳出の説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。

款2.保険給付費、項1.療養諸費、目1.一般被保険者療養給付費、補正の内容としましては1,497万5,000円の財源補正を行うものであります。

目2.退職被保険者等療養給付費、補正の内容としましては1,087万9,000円の財源補正を行うものであります。

項4.出産育児諸費、目1.出産育児一時金、補正額としましては40万3,000円の増額で、その内容につきましては、出産育児一時金の交付額が10月より4万円引き上げられることにより、

必要となる支払業務手数料と増額となる出産育児一時金の追加であります。

款3.項1.後期高齢者支援金等、目1.後期高齢者支援金等、補正額は37万5,000円の増額で、その内容は、平成21年度後期高齢者支援金拠出金額が確定したことによる追加であります。

12ページ、13ページをお開きください。

款6.項1.介護納付金、目1.介護納付金、補正の内容は130万1,000円の財源補正を行うものであります。

款10.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目3.償還金、補正額は167万8,000円で、その内容は、平成20年度療養給付費の実績額確定による返納金の追加であります。

款11.項1.予備費、目1.予備費、補正額は8,081万1,000円で、その内容は補正歳入額、補正歳出額の差額分を予備費に追加するものであります。

以上で、議案第65号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

続きまして、議案第66号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により、歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款2.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.医療費負担金、補正額は96万7,000円の増額で、その内容につきましては、平成20年度医療費の実績により国庫負担金所要額が確定し、その追加交付予定額を追加するものであります。

款5.項1.繰越金、目1.繰越金、補正額は172万9,000円で、その内容につきましては、平成20年度交付金等超過交付額を繰り越すものであります。

8ページ、9ページをお開きください。歳出について説明いたします。

款2.諸支出金、項1.償還金、目1.償還金、補正額は172万9,000円で、その内容は、平成20年度医療費等及び審査支払手数料の実績に基づき交付を受けた基金、県費の償還をするものであります。

項2.繰出金、目1.繰出金、補正額は96万7,000円で、その内容は、平成20年度国庫負担金の不足について、一般会計繰入金で負担していたものを一般会計へ返還するものであります。

以上で、議案第66号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

続きまして、議案第67号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により、歳入より説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

款4.項1.繰越金、目1.繰越金、補正額は32万9,000円で、その内容は、平成20年度後期高齢

者医療特別会計の歳入、歳出決算による前年度繰越金を追加するものであります。

款5.諸収入、項2.償還金及び還付加算金、目1.保険料還付金、補正額は7,000円の増額で、その内容は、広域連合よりの還付金を追加するものであります。

8ページ、9ページをお開きください。歳出について説明いたします。

款1.項1.後期高齢者医療広域連合納付金、目1.後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は37万円の増額で、その内容は、出納閉鎖期間中に納付された平成20年度分の保険料を追加するものであります。

款2.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.保険料還付金、補正額は4万3,000円の減額で、その内容は、保険料負担金精算金への組み替えにより減額するものであります。

項2.繰出金、目1.繰出金、補正額は9,000円の増額で、その内容は、平成20年度督促手数料の決算額を一般会計へ繰り出すものであります。

以上で、議案第67号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

続きまして、議案第68号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により、歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.地域支援事業交付金、補正額としましては2万2,000円の増額で、その内容につきましては、平成20年度分の精算による過年度分としての地域支援事業交付金を追加するものであります。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、補正額としましては27万6,000円の増額で、内容につきましては、平成20年度の精算による過年度分としての介護給付費交付金を追加するものであります。

款5.県支出金、項3.県補助金、目1.地域支援事業交付金、補正額としましては1万1,000円の増額で内容につきましては、平成20年度の精算による過年度分の地域支援事業交付金を追加するものであります。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.その他一般会計繰入金、補正額としましては8万9,000円の増額で、内容につきましては、当初予算における介護従事者処遇改善特例基金に係る一般会計からの繰入金額が8万9,000円少なく計上されておりましたので、これを追加するものであります。

項2.基金繰入金、目1.基金繰入金、補正額としましては54万4,000円の減額で、その内容につきましては、介護従事者処遇改善特例基金より、介護保険料の軽減措置の周知、啓発事業費として8万9,000円を繰り入れしましたが、啓発事業費としての費用が26万5,000円となり、そ

の差額分を減額するものであります。

款7.項1.繰越金、目1.繰越金、補正額としましては3,351万4,000円の増額で、平成20年度の決算に伴い、前年度繰越金の追加をするものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額は26万5,000円の増額で、その内容は介護保険料の軽減、啓発事業に係る印刷製本費の追加をするものであります。

款4.項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金、補正額としましては2,531万9,000円の増額で、その内容につきましては、平成20年度の余剰金を介護給付費準備基金に積み立てするものであります。

款5.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.償還金、補正額としましては811万5,000円の増額で、その内容につきましては、前年度分の介護給付費国庫負担金等の精算に伴い、それぞれ返還金の追加をするものであります。

款6.項1.目1.予備費、補正額としましては38万9,000円を今回の補正予算に伴う調整として増額するものであります。

以上で、議案第68号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第69号について、建設部長、説明願います。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 議長さんの御指名をいただきましたので、議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書に基づき、歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2.歳入、款1.分担金及び負担金、項1.負担金、目1.公共下水道事業負担金、補正額といたしまして115万5,000円の増額でございます。内容につきましては、全期前納及び残った期日の前納によりまして受益者負担金の増額が見込まれるため追加するものであります。

款5.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金、補正額といたしまして23万6,000円の減額でございます。内容につきましては、平成20年度決算に伴い21年度への繰越額が26万4,971円になりますので、21年度当初予算で計上しました50万円から差し引いた23万6,000円を減額するものでございます。

款6.諸収入、項2.雑入、目1.雑入、補正額といたしまして20万9,000円の減額でございます。内容につきましては、平成20年度事業費が確定したことに伴いまして消費税額を試算しましたところ、消費税還付金が見込めなくなったため、減額するものであります。

次に、歳出について説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額といたしまして71万円の増額であります。内容といたしましては、先ほど消費税還付金で御説明いたしましたように、消費税の試算結果で、平成20年度分につきましては消費税を納付することになったため、新規計上させていただきますものでございます。

款2.下水道建設費、項1.下水道建設費、目1.下水道建設費、下水道事業受益者負担金の増額に伴う財源補正でございます。

以上で、議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続きまして議案第70号及び議案第71号について、総務部長、説明願います。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、議案第70号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約。愛知県市町村職員退職手当組規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組規約第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページ、新旧対照表をお開きください。

同組規約第2条及び第5条に係る別表中、西春日井郡春日町が清須市と合併することに伴い、春日町を脱退させるためであります。また、「海部地区休日診療所組合」を「海部地区急病診療所組合」に名称変更するものであります。

1ページへお戻りいただきたいと思えます。

附則、第1項、この規約は、平成21年10月1日から施行する。第2項、この規約の施行の際現在に在職する議員は、その任期が満了するまでの間、改正後の愛知県市町村職員退職手当組規約第5条第2項の規定により互選された議員とみなす。

以上で、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての説明とさせていただきます。

次に、議案第71号 普通財産の無償譲渡について、その内容の説明をさせていただきます。

今回、余野地内の普通財産の無償譲渡についてお願いいたしますのは、提案理由にもございますように、県営大口住宅の建設に伴い、昭和34年に現在の昭和用排水路の改修工事によりまして発生いたしました旧水路敷の土地、余野二丁目411番、宅地15.45平方メートルを、大口町余野二丁目155番地、吉田隆さんを無償譲渡の相手方として払い下げをお願いするものでございます。なお、参考資料といたしまして、1ページには無償譲渡をお願いします物件の位置図、

2 ページには物件の土地整理図をそれぞれ添付させていただきましたので、後ほど御参照を賜りたいと思います。

以上で、議案第71号に対する内容の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて、認定第1号について、会計管理者、説明願います。

会計管理者（星野健一君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、認定第1号

平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明をさせていただきます。

資料につきましては、平成20年度愛知県丹羽郡大口町一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属資料並びに平成20年度決算に係る主要施策の成果報告書によりまして説明をさせていただきますけれども、その前に概要についての説明をさせていただきます。

平成20年度の経済を顧みますと、米国でくすぶっていたサブプライムローンの問題が、昨年の下半期に至って、ついに巨大金融バブルの崩壊という事態に陥り、間もなく1年になるうとしております。

世界的な投資会社として知られた米国の大手証券リーマン・ブラザーズの経営破綻は、文字どおりのリーマン・ショックとして世界じゅうに衝撃を与え、ドル売りと株価の暴落によって100年に1度という最も深刻な世界同時不況を引き起こしました。そして、トヨタやソニーなどの重立った日本企業でも、海外市場における販売不振と円高差損によって巨額な営業赤字へと転落し、大幅な雇用調整をも余儀なくされました。さらに、元気な県として象徴とされている愛知県でさえも、自動車産業や電気機械関連を中心に企業の業績悪化に加え、税収等の急激な減少による財政難という経済環境となったことは御案内のとおりであります。

こうした経済状況下のもと、本町におきましても企業の業績悪化に加え、法人町民税の急激な減少による財政への影響や、派遣切りさらに失業者の増大など、避けて通れない社会問題となりました。幸いにして、町内企業の温かい御理解と議会の皆様方の御理解をいただき、急遽今年の1月7日には議会臨時会をお願いし、大口町の失業対策事業として生活・雇用支援緊急対策のための補正予算を上程し、お認めをいただいたことによりまして、素早く対応することができました。

また一方、明るい話題の一つといたしましては、8月に中国で開催されました北京オリンピックであります。私たちにすばらしい感動と勇気を与えてくれました。さらに、秋には日本の4人の方が同時にノーベル物理学賞及びノーベル化学賞を受賞されました。しかも、そのうちの2人が地元の大学出身者ということで、東海地方においてはより明るいニュースとなりました。

さて、このような状況の中で、今私たちに求められているのは、自己の責任においてみずか

らの安全・安心を確保していくという新たな責任の時代だと言われております。そこで、このようなときこそ、最も身近な政府である地方自治体が、そして主権者である住民が、少しでもあしたへの希望が持てるような施策を、迅速かつ適切に対応していかなければならないものと考えております。

まず、一般会計の決算における歳入では、対前年度比で23億9,771万円の減少、率にして21.4%の減となりました。この要因の一つといたしましては、平成18年度から進めてまいりました大口北部中学校と大口中学校の両校の統合を含めた一大プロジェクトである新生大口中学校の建設で、平成20年2月に第1工区である校舎の新築工事が完了し、さらに4月の開校後にも引き続き進めてまいりました第2、第3工区、さらに植栽工で、新生大口中学校のすべての工事が平成21年3月をもって無事完了をいたしました。この一大プロジェクトに伴う国庫補助金や基金からの大幅な繰入金の減額、さらに義務教育施設整備事業債などの町債が大幅に減少したことによるものであります。

また一方、歳出では、地方分権型の地域社会の中で、これからのまちづくりを行う基本的な考えと方針が示され、羅針盤としての役割を担う第6次大口町総合計画を基本理念として数々の施策を展開してまいりました。その歳出は、対前年度比24億3,003万円で23%の大幅な減少となりました。この主な要因といたしましては、先ほどの歳入でも御説明をさせていただきましたけれども、新生大口中学校の建設事業に要した経費として、19年度は33億200万円の支出であったものが、20年度は6億3,700万円で、教育費全体では対前年度比58.8%の大幅な減少となったものであります。

さらにまた、平成20年度においては、国の第2次補正予算で、生活支援と地域経済対策に資するために成立した定額給付金給付事業や子育て応援特別手当事業を初めとする各種の事業が、年度内に完了することができなかつたために、繰越明許費として21年度に繰り越しをさせていただくことになりました。

その内容は、一般会計で、款2.総務費、項1.総務管理費、事業名が定額給付金給付事業で、翌年度繰越額は3億4,876万1,862円。款3.民生費、項2.児童福祉費で、子育て応援特別手当事業の1,453万9,294円。款8.土木費、項2.道路橋りょう費で、町単独の道路整備事業で1,554万6,012円。同じく土木費の項3.河川費、国庫補助事業の調整池整備事業で1億1,732万5,950円。同じく土木費の項4.都市計画費、国土調査事業の703万5,000円。以上、翌年度繰越額のうち、繰越明許費としての金額は5億320万8,118円で、この繰越明許の詳細については、去る平成21年6月3日に招集されました平成21年第7回大口町議会定例会の開会日におきまして、諸般の報告の中で、当時の森総務部長が平成20年度大口町繰越明許費繰越計算書を印刷に付して御報告をさせていただいております。後ほど、資料の御確認がいただければと思います。

それでは、これより決算の内容につきまして説明をさせていただきます。

まずは、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び附属資料をごらんいただきたいと思います。御案内のとおり、昨年度の決算書から内容を事業別の決算書に変更させていただいております。これにより主要施策の成果報告書との整合性が図られ、各事業に要した経費が一目で確認していただけるものと考えております。

それでは、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び附属資料の1ページ、2ページをお開きください。

このページにつきましては、一般会計と特別会計の歳入歳出決算の総括表であります。1ページは、一般会計を初め土地取得特別会計から社本育英事業特別会計までの各会計ごとの歳入であります。この特別会計の中には、中段にあります後期高齢者医療特別会計があります。この会計は、御案内のとおり平成20年4月から75歳以上の高齢者などを対象とする新たな医療制度が開始されたことにより、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、新たな特別会計として設置されたものであります。

それでは、一般会計から説明させていただきます。一般会計の収入済額は87億8,163万5,810円、不納欠損額は1,218万9,527円、収入未済額は1億9,977万6,726円。土地取得を初めとする九つの特別会計全体の収入済額は36億9,250万7,721円、不納欠損額は3,056万7,723円、収入未済額は1億6,014万5,303円。一般会計と九つの特別会計を合わせた収入済額は124億7,414万3,531円、不納欠損額は4,275万7,250円、収入未済額は3億5,992万2,029円であります。

次に、2ページの歳出であります。一般会計の支出済額は81億4,691万6,117円、翌年度繰越額は5億320万8,118円、これは先ほど御説明させていただいたとおりであります。不用額については3億46万6,765円、歳入歳出差引残額は6億3,471万9,693円となりました。

続いて、土地取得特別会計から社本育英事業特別会計全体の支出済額は、35億4,580万8,652円、不用額は3億8,670万6,348円、歳入歳出差引残額は1億4,669万9,069円。一般会計と九つの特別会計を合わせた支出済額は116億9,272万4,769円、翌年度繰越額は一般会計の5億320万8,118円、不用額は6億8,717万3,113円、歳入歳出差引残額全体では7億8,141万8,762円となりました。

5ページをお開きください。

続きまして、5ページから16ページまでは、一般会計における歳入歳出決算書。

続いて、18ページから21ページまでは土地取得特別会計、23ページから28ページまでが介護保険、30ページから37ページまでは国民健康保険、39ページから42ページまでは老人保健。44ページから47ページまでは、20年度に新設されました後期高齢者医療特別会計であります。49ページから52ページまでが国際交流事業、54ページから57ページまでは公共下水道事業、59ペ

ージから62ページまでが農業集落家庭排水事業。さらに、64ページから67ページは社本育英事業であり、それぞれの特別会計ごとの歳入歳出決算書となっております。

70ページをお開きください。

70ページからは、それぞれの会計ごとの歳入歳出決算の事項別明細書と実質収支に関する調書となっております。後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、決算に係る主要施策の成果報告書でもって説明させていただきます。決算に係る主要施策の成果報告書をごらんください。この成果報告書につきましても、昨年度から各事業別に加えまして、新たに事業の分析、成果、そして事業評価を記載させていただいております。

1ページをお開きください。

平成16年度から平成20年度までの財政力の推移であります。20年度の欄をごらんいただきたいと思ひます。

基準財政需要額は32億7,791万6,000円、前年度より1億2,495万1,000円増加をいたしております。基準財政収入額は57億390万1,000円で、前年度と比して6億2,511万5,000円の増加となりました。この二つが普通交付税の算定上用いる数値でありまして、基準財政収入額を基準財政需要額で除したものが、中段にあります財政力指数であります。

財政分析の指標としての財政力指数は過去最高の1.74であり、平成20年度の大口町は、税等の落ち込みはあったものの、前年度に引き続き健全な財政運営を維持することができました。参考までに用語説明が記載されておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に2ページと3ページをお開きください。

一般会計と特別会計の歳入歳出決算額総括表であります。それぞれの会計の上の段は20年度、下の段が19年度であり、各会計ごとの歳入総額と歳出総額そして差引額。さらに、決算書でもって説明させていただきました繰越明許費繰越額のうち、翌年度へ繰越すべき財源としては9,806万4,747円となっております。この金額は、翌年度に繰り越すべき金額5億320万8,118円のうち、20年度に未収入となっております国・県支出金の特定財源を除いた金額を計上いたしております。

次に、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額。この差引額から翌年度へ繰越すべき財源のD欄を差し引いた実質収支額E欄及び単年度収支額が、それぞれ前年度と対比して記載してありますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページと5ページについては、一般会計の地方債現在高の状況が事業債別、借入先別、目的区分別に、6ページと7ページは、公共下水道事業特別会計の事業債別、借入先別、目的区

分別となっております。

次に、8ページは一般会計の収支状況であります。20年度の決算額と19年度の決算額、そしてその増減額と増減率が、歳入総額から実質単年度収支まで載せてあります。

9ページから27ページまでは、一般会計の歳入の決算の内容であります。そのうち9ページからは、町税に係るすべての状況が、前年度と対比した内容となっております。

18ページをお開きください。

18ページからは、自動車重量譲与税を初めとする地方譲与税から26ページまでの諸収入までの内容となっております。

27ページをお開きください。

27ページは、町税から町債まで、すべての歳入合計の決算額を19年度と比較した増減額と増減率を、それぞれ載せております。

続いて、28ページから30ページについては、一般会計の歳出決算の概要であります。

31ページと32ページは、19年度と20年度の一般会計歳出決算額の比較表で、目的別と性質別に分類しております。

33ページと34ページは、20年度の一般会計歳出決算額のうち、各款ごとの節別の一覧表となっております。

35ページから37ページについては、原則的でありますけれども、予算に関する説明書（予算書）の事業区分を基本とし、主要な施策や事業を対象に抽出し、列記した平成20年度主要施策一覧表となっております。

38ページと39ページは、第6次大口町総合計画基本政策別体系表となっております。

40ページからは、款1.議会費を初めとする各所管別の決算の内容でありまして、事業目的、事業推移、事業内容さらに事業成果及び事業評価を、それぞれの課ごとに301ページまで記載しております。

302ページをお開きください。

302ページからは、130万円を超える一般会計の主要工事一覧表となっております。

307ページは、一般会計における土地取得の一覧表であります。

308ページからは、土地取得特別会計から社本育英事業特別会計までの、九つの特別会計の主要な施策となっております。後ほどごらんいただければと思います。

以上が、平成20年度の決算の概要であります。戦後最大級の経済的危機と言われ、最も厳しい社会経済情勢の中で、かつ先行き不透明な状況でありましたけれども、おかげをもちまして、本町におきましては前年度に引き続き、健全なる財政運営を維持することができました。

簡単ではありますけれども、これをもって認定第1号 平成20年度大口町一般会計及び特別

会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続きまして、認定第1号につきましては、監査委員の審査に付されていますので、審査結果について代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員 鈴木鹿太郎監査委員。

代表監査委員（鈴木鹿太郎君） ただいま議長さんから御指名をいただきました監査委員の鈴木鹿太郎でございます。議選の監査委員 柘植満さんもこの席にお見えでございますが、お許しをいただきまして、私から決算審査の結果につきまして御報告させていただきます。

審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の定めるところにより審査に付されました。平成20年度大口町一般会計歳入歳出決算並びに土地取得特別会計を初め、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、国際交流事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落家庭排水事業特別会計及び社本育英事業特別会計の九つの特別会計における歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類、決算に係る主要施策の成果報告書、諸帳簿、関係証拠書類を綿密にチェックするとともに、関係職員の説明を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、決算書及び附属帳簿、証拠書類等はいずれも符合しており、決算計数は正確に表示されているものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、決算審査の細部及び行政監査の状況の一部につきましては、お手元の決算審査意見書の写しのとおりでありますので、御参考にしていただければ幸いです。

以上、決算審査の結果につきまして、御報告させていただきます。

議長（齊木一三君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日からは議案精読のため休会とし、9月8日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日4日金曜日の正午となっておりますので、時間厳守をお願いいたします。本日は、御苦労さまでございました。

（午前11時55分）

